

## 標準業務手順書 変更対比表（第13版→第14版）

項目	変更前	変更後
5-1-2-1	病院長は、治験薬を保管、管理させるため <u>薬剤部長</u> を治験薬管理者とし、病院内で実施される全ての治験の治験薬を管理させる。ただし、 <u>薬剤部長</u> が管理することが適当でない治験薬については、治験責任医師を治験薬管理者とする。なお、治験薬管理者は必要に応じて治験薬管理補助者を指名し、5-1-4、5-1-5及び5-1-6の業務の補助を行わせることができる。	病院長は、治験薬を保管、管理させるため <u>治験薬管理者を指名し</u> 、病院内で実施される全ての治験の治験薬を管理させる。ただし、 <u>治験薬管理者</u> が管理することが適当でない治験薬については、治験責任医師を治験薬管理者とする。なお、治験薬管理者は必要に応じて治験薬管理補助者を指名し、5-1-4、5-1-5及び5-1-6の業務の補助を行わせることができる。
5-1-2-2	前項の <u>薬剤部長</u> が管理することが適当でない治験薬とは次のものをいう。 1)体外診断用医薬品 2)その他治験責任医師が管理することが適當であると <u>薬剤部長</u> が認めたもの	前項の <u>治験薬管理者</u> が管理することが適當でない治験薬とは次のものをいう。 1)体外診断用医薬品 2)その他治験責任医師が管理することが適當であると <u>治験薬管理者</u> が認めたもの
6-1-2	治験事務局は、次の者で構成する。 1)事務局長: <u>薬剤部長</u> 2)事務局員: <u>薬剤部職員</u> 、先端医療研究開発機構臨床研究支援部職員及び事務職員若干名	治験事務局は、次の者で構成する。 1)事務局長: <u>病院長が指名する者</u> 2)事務局員:先端医療研究開発機構臨床研究支援部職員及び事務職員若干名
8-4-9	委員長が欠席の場合は <u>薬剤部長</u> が委員長の責務を代行する。	委員長が欠席の場合は <u>副委員長</u> が委員長の責務を代行する。